

# 機械設備工事仕様書

## I. 工事概要

1 工事場所 鳥取市湖山町西三丁目113-1

## 2 建物概要

番号	建物名称	構造	階数	建築基準法による 延べ面積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一の区分	備考
1	特老施設	S	2	4,169.17	(6-ロ)項	
2					( )項	
3					( )項	
4					( )項	
5					( )項	

## 3 工事種目

(○印の付いたものを適用する。)

工事種目	番号	1	2	3	4	5	屋外	備考
空気調和設備								
冷暖房設備		○						
換気設備								
排煙設備								
自動制御設備		○						
衛生器具設備								
給水設備								
排水設備								
給湯設備								
ガス設備								
浄化槽設備								
消火設備								
さく井設備								
電気設備工事								
建築工事								

## 4 設備概要

(○印の付いたものを適用する。本工事における工事種目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない。)

項目	設備概要
空気調和 冷暖房設備	・空気調和設備 ○冷暖房設備 ・暖房設備 ・熱源 ・主要熱源機器
換気設備	・換気設備
排煙設備	・排煙設備
自動制御設備	・自動制御設備
衛生設備	・給水設備 ・排水設備 ・給湯設備 ・消火設備 ・ガス設備

## II. 特記仕様

### 1 一般事項

- 現場説明書、質問回答書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁室建設部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（令和4年版）」（以下「標準仕様」という。）による。ただし、改修工事については「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（令和4年版）」（以下「改修標準仕様」という。）による。
- 建築工事又は電気設備工事を本工事に含む場合、当該部分はそれぞれの特記仕様書及び標準仕様書による。
- 項目に記載の [ ] 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。[ ] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

### 2 特記事項

- 項目は番号に○印の付いたものを適用する。
- 特記事項のうち選択する事項は、印を付したものを適用する。ただし、印のない場合は、※印を適用する。  
○及び※の両方に○印がある場合は共に適用する。

項目	特記事項
① 適用基準等	※公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 国土交通省大臣官房官庁室建設部監修（令和4年版）（以下「標準図」という） ※常務工事写真撮影要領（令和5年版） 国土交通省大臣官房官庁室建設部監修
② 官公署その他への手続 [1.1.1.3]	工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続、検査並びにその費用は、受注者の負担とする。
③ 施工図及び施工計画書等 [1.1.2.2~3]	提出した施工図及び施工計画書等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。

## 一般共通事項

4 電気保安技術者 [1.1.3.2]	・適用する（当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする） なお、電気保安技術者の資格は[1.1.3.2]によるものとし、一般用電気工作物に係る工事についても、自家用電気工作物の場合と同様の業務を行うものとする。																																																
⑤ 工事安全計画書等 [1.1.3.5]	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に工事安全計画書を作成し監督員に提出する。																																																
⑥ 発生材の処理等 [1.1.3.9]	引渡しを要するもの ※無し ・有り（・機器類 ・配管材料 ・ ） 特別管理産業廃棄物 ※無し ・有り（・配管用保温材 ・ ） アスベスト含有設備資機材（ガスケット、パッキン、たわみ継手等）は関係法令に従い適切に処理を行う。 再生資源の利用を図るもの ※無し ・有り（・コンクリート塊 ・鉄筋コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 ・塩ビ管 ・ ）																																																
7 環境配慮 [1.1.4.1]	グリーン購入は次のものとする。 ・空調用機器（ ） ・衛生器具（ ） ・断熱材（ ） ・配管材（・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管）																																																
⑧ 機材等 [1.1.4.2]	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上の品質及び性能を有するものとする。 （一社）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」による場合は評価書の写しを監督員に提出するものとする。																																																
⑨ 機材の品質・性能証明	JISマークのある機材を使用する場合は、[1.1.4.2(3)]により、品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略できる。ただし、標記に規定される製作図、試験成績書等は除く。																																																
⑩ 技能士の適用 [1.1.5.2]	下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。（技能士・職業能力開発促進法による一級技能士、二級技能士又は準一級技能士の資格を有する者） また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札（下図参考）を常時着用すること。																																																
	<table border="1"><thead><tr><th>工事種目</th><th>技能検定職種</th><th>技能検定作業</th><th>適用等級</th></tr></thead><tbody><tr><td>配管工事</td><td>配管</td><td>・建築配管作業</td><td>・1級 ・2級</td></tr><tr><td>断熱・保温工事</td><td>断熱・保温</td><td>・保温保冷工事作業</td><td>・1級 ・2級</td></tr><tr><td>空気調和機器工事</td><td>冷凍空気調和機器施工</td><td>・冷凍空気調和機器施工作業</td><td>・1級 ・2級</td></tr><tr><td>ダクト工事</td><td>建築板金</td><td>・ダクト板金作業</td><td>・1級 ・2級</td></tr><tr><td>厨房設備工事</td><td>厨房設備施工</td><td>・厨房設備施工作業</td><td>・1級 ・2級</td></tr><tr><td>鉄筋工事</td><td>鉄筋施工</td><td>・鉄筋組立て作業</td><td>・1級 ・2級</td></tr><tr><td>コンクリート工事</td><td>型枠施工</td><td>・型枠工事作業</td><td>・1級 ・2級</td></tr><tr><td></td><td>コンクリート圧送施工</td><td>・コンクリート圧送工事作業</td><td>・1級 ・2級</td></tr><tr><td>左官工事</td><td>左官</td><td>・左官作業</td><td>・1級 ・2級</td></tr><tr><td>塗装工事</td><td>塗装</td><td>・建築塗装作業</td><td>・1級 ・2級</td></tr><tr><td>さく井工事</td><td>さく井</td><td>・パーカッション式さく井工事作業 ・ロータリー式さく井工事作業</td><td>・1級 ・2級</td></tr></tbody></table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	適用等級	配管工事	配管	・建築配管作業	・1級 ・2級	断熱・保温工事	断熱・保温	・保温保冷工事作業	・1級 ・2級	空気調和機器工事	冷凍空気調和機器施工	・冷凍空気調和機器施工作業	・1級 ・2級	ダクト工事	建築板金	・ダクト板金作業	・1級 ・2級	厨房設備工事	厨房設備施工	・厨房設備施工作業	・1級 ・2級	鉄筋工事	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業	・1級 ・2級	コンクリート工事	型枠施工	・型枠工事作業	・1級 ・2級		コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業	・1級 ・2級	左官工事	左官	・左官作業	・1級 ・2級	塗装工事	塗装	・建築塗装作業	・1級 ・2級	さく井工事	さく井	・パーカッション式さく井工事作業 ・ロータリー式さく井工事作業	・1級 ・2級
工事種目	技能検定職種	技能検定作業	適用等級																																														
配管工事	配管	・建築配管作業	・1級 ・2級																																														
断熱・保温工事	断熱・保温	・保温保冷工事作業	・1級 ・2級																																														
空気調和機器工事	冷凍空気調和機器施工	・冷凍空気調和機器施工作業	・1級 ・2級																																														
ダクト工事	建築板金	・ダクト板金作業	・1級 ・2級																																														
厨房設備工事	厨房設備施工	・厨房設備施工作業	・1級 ・2級																																														
鉄筋工事	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業	・1級 ・2級																																														
コンクリート工事	型枠施工	・型枠工事作業	・1級 ・2級																																														
	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業	・1級 ・2級																																														
左官工事	左官	・左官作業	・1級 ・2級																																														
塗装工事	塗装	・建築塗装作業	・1級 ・2級																																														
さく井工事	さく井	・パーカッション式さく井工事作業 ・ロータリー式さく井工事作業	・1級 ・2級																																														
11 室内空気中の化学物質の濃度測定 [1.1.5.8]	・実施する ※実施しない																																																
12 完成写真等 [1.1.7.1~2]	次のものを監督員に提出する。 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>分類・規格</th><th>撮影箇所</th><th>部数</th><th>電子データ・ネガの提出</th></tr></thead><tbody><tr><td>工事記録写真</td><td>カラーサービス料</td><td>各工種工程毎</td><td>※1部 ・ 部</td><td>・要 ・不要</td></tr><tr><td>完成写真</td><td>カラーサービス料</td><td>監督員の指示による</td><td>※2部 ・ 部</td><td>・要 ・不要</td></tr></tbody></table> ※完成写真は他工事関連受注者と一括して提出する	区分	分類・規格	撮影箇所	部数	電子データ・ネガの提出	工事記録写真	カラーサービス料	各工種工程毎	※1部 ・ 部	・要 ・不要	完成写真	カラーサービス料	監督員の指示による	※2部 ・ 部	・要 ・不要																																	
区分	分類・規格	撮影箇所	部数	電子データ・ネガの提出																																													
工事記録写真	カラーサービス料	各工種工程毎	※1部 ・ 部	・要 ・不要																																													
完成写真	カラーサービス料	監督員の指示による	※2部 ・ 部	・要 ・不要																																													
⑬ 完成図等 [1.1.7.1~2]	次のものを監督員に提出する。 ・CADデータ 1部 ・PDFデータ 1部 ・原図の白焼きの2つ折製本 2部 ・原図の縮小版白焼きの2つ折製本（A4版） 2部																																																
⑭ 保全に関する資料 [1.1.7.3]	完成図の種類及び内容 ※[1.1.7.2]による ・次による ・屋外配管図 ・各階平面図及び階示記号 ・主要機械室平面図及び断面図 ・便所詳細図 ・各種系統図 ・主要機器一覧表 ・浄化槽設備、昇降機設備、機械式駐車設備及び医療ガス設備の図 ・施工図 次のものをJIS A4版ファイルに製本して監督員に提出する。 提出部数 2部（保証書は1部） ・建築物等の利用に関する説明書 ・機器取扱い説明書 ・機器性能試験成績書 ・官公署届出書類（保守に必要とするもの） ・主要機器一覧表 ・総合調整報告書 ・保証書（1部） ・上記の電子データ																																																

## 一般共通事項

⑮ 他工事との取合	設備機器の位置、取り付け等が検討できる施工図を提出して、監督員の承認を受ける。 <table border="1"><thead><tr><th>設備工事の取り付け</th><th>建築</th><th>電気</th><th>機械</th></tr></thead><tbody><tr><td>・コンクリート壁、床、梁貫通部</td><td>スリーブ・箱入れ</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td></td><td>補強</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・鉄骨造の開口及び補強</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・照明器具・殺菌等の吊りボルト用インサート（釘絶縁共）</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・経年経老のボックス取付用下地</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・埋込分電盤・端子箱・プルボックスの</td><td>取付</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>取付及び埋込部分の補強</td><td>補強</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・OAフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・埋込型機器取付用の天井</td><td>切込</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>壁の切込加工、下地の補強</td><td>補強</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及び</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>ドアクローザ、フロアヒンジ</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・電気室、自家発電室などの基礎及びビッド（裏を食む）</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・テレビアンテナ</td><td>基礎</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td></td><td>アンカーボルト</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>○天井直結口</td><td>・</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>・機器類のコンクリート基礎</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td></td><td>壁内・屋外設置</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td></td><td>屋上設備</td><td>・</td><td>・</td></tr></tbody></table>	設備工事の取り付け	建築	電気	機械	・コンクリート壁、床、梁貫通部	スリーブ・箱入れ	・	・		補強	・	・	・鉄骨造の開口及び補強	・	・	・	・照明器具・殺菌等の吊りボルト用インサート（釘絶縁共）	・	・	・	・経年経老のボックス取付用下地	・	・	・	・埋込分電盤・端子箱・プルボックスの	取付	・	・	取付及び埋込部分の補強	補強	・	・	・OAフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強	・	・	・	・埋込型機器取付用の天井	切込	・	・	壁の切込加工、下地の補強	補強	・	・	・自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及び	・	・	・	ドアクローザ、フロアヒンジ	・	・	・	・電気室、自家発電室などの基礎及びビッド（裏を食む）	・	・	・	・テレビアンテナ	基礎	・	・		アンカーボルト	・	・	○天井直結口	・	○	○	・機器類のコンクリート基礎	・	・	・		壁内・屋外設置	・	・		屋上設備	・	・
設備工事の取り付け	建築	電気	機械																																																																														
・コンクリート壁、床、梁貫通部	スリーブ・箱入れ	・	・																																																																														
	補強	・	・																																																																														
・鉄骨造の開口及び補強	・	・	・																																																																														
・照明器具・殺菌等の吊りボルト用インサート（釘絶縁共）	・	・	・																																																																														
・経年経老のボックス取付用下地	・	・	・																																																																														
・埋込分電盤・端子箱・プルボックスの	取付	・	・																																																																														
取付及び埋込部分の補強	補強	・	・																																																																														
・OAフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強	・	・	・																																																																														
・埋込型機器取付用の天井	切込	・	・																																																																														
壁の切込加工、下地の補強	補強	・	・																																																																														
・自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及び	・	・	・																																																																														
ドアクローザ、フロアヒンジ	・	・	・																																																																														
・電気室、自家発電室などの基礎及びビッド（裏を食む）	・	・	・																																																																														
・テレビアンテナ	基礎	・	・																																																																														
	アンカーボルト	・	・																																																																														
○天井直結口	・	○	○																																																																														
・機器類のコンクリート基礎	・	・	・																																																																														
	壁内・屋外設置	・	・																																																																														
	屋上設備	・	・																																																																														
16 図形等の表示	機器類は、図示する形状、配管等などの取出し位置及び製造番号により、特定製造者の製品を指示、限定しない。																																																																																
17 電気容量及び機器表示	電動機出力、燃料消費量等は、原則として図面に記載されている値以下とする。機器類の能力、容量等は、原則として表示された値以上とする。																																																																																
18 火災保険等	工事目的物及び工事材料等工事途中の事故に伴う損害を補てんするための火災保険等に加入する。 （保険の加入期限は、工事完成引渡しまでとする。） ・第三者損害保険にも加入する																																																																																
19 鳥取県福祉のまちづくり条例	・対象工事（適用基準 ※円滑化基準 ※円滑化誘導基準） ※非対象工事																																																																																
20 建築物省エネ法	・対象工事 ※非対象工事																																																																																
仮設工事	① 足場 [2.4.1.1] ② 監督員事務所 [2.4.1.1] ③ 表示板 [2.4.1.1]																																																																																
④ 工事用水、電力	本工事に必要な工事用水、水などの費用及びこれらの官公署への諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。																																																																																
⑤ 工事用仮設物 [建2.3.1]	構内に設けることが ○ できる ・できない																																																																																
共通工事	1 耐震措置 [3.2.1.1ほか] 設備機器の固定は「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。 1）設計用水平地震力 設計用水平地震力は、機器の重量（kN）に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 ※設計用標準水平地震度は次による <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">・特定の施設</th><th colspan="2">・一般の施設</th></tr><tr><th>・重要機器</th><th>・一般機器</th><th>・重要機器</th><th>・一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">上層階注：屋上及び塔屋</td><td>・機 器</td><td rowspan="3">2.0</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr><tr><td>・防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td>・水 槽 類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="3">中間階</td><td>・機 器</td><td rowspan="3">1.5</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td></tr><tr><td>・防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr><tr><td>・水 槽 類</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="3">地下及び1階</td><td>・機 器</td><td rowspan="3">1.0</td><td>0.6</td><td>0.4</td><td>0.4</td></tr><tr><td>・防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td></tr><tr><td>・水 槽 類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></tbody></table> 注）上層階の定義は次による。 2～6階建：基上階、7～9階建：上層2階、10～12階建：上層3階、13階以上：上層4階 重要機器 ・防災機器 ・火器を使用する機器 ・タンク類 2）設計用鉛直地震力 ※設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 次に掲げる項目について各設備の総合調整を行い、測定結果を監督員に提出する。 ○温度 ・湿度 ・風量 ・風速 ・じんあい ・騒音（・屋内） ・屋外） ・水量 ・浄化槽放流水質 ・飲料水水质（※一般飲料水適合検査 ・ ）	設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設		・重要機器	・一般機器	・重要機器	・一般機器	上層階注：屋上及び塔屋	・機 器	2.0	1.5	1.0	1.0	・防振支持の機器	2.0	1.5	1.5	・水 槽 類	1.5	1.0	1.0	中間階	・機 器	1.5	1.0	0.6	0.6	・防振支持の機器	1.5	1.0	1.0	・水 槽 類	1.0	0.6	0.6	地下及び1階	・機 器	1.0	0.6	0.4	0.4	・防振支持の機器	1.0	0.6	0.6	・水 槽 類	1.5	1.0	0.6																												
設置場所	機器種別			・特定の施設		・一般の施設																																																																											
		・重要機器	・一般機器	・重要機器	・一般機器																																																																												
上層階注：屋上及び塔屋	・機 器	2.0	1.5	1.0	1.0																																																																												
	・防振支持の機器		2.0	1.5	1.5																																																																												
	・水 槽 類		1.5	1.0	1.0																																																																												
中間階	・機 器	1.5	1.0	0.6	0.6																																																																												
	・防振支持の機器		1.5	1.0	1.0																																																																												
	・水 槽 類		1.0	0.6	0.6																																																																												
地下及び1階	・機 器	1.0	0.6	0.4	0.4																																																																												
	・防振支持の機器		1.0	0.6	0.6																																																																												
	・水 槽 類		1.5	1.0	0.6																																																																												
② 総合調整 [2.1.3.3]																																																																																	
3 伸縮管継手 [2.2.2.7]	鋼管用伸縮管継手の種類 ・ペローズ形 ・スリーブ形																																																																																
4 防振継手 [2.2.2.8]	※合成ゴム製（球形） ・ポリテトラフルオロエチレン樹脂製 ・ペローズ形（ステンレス製）																																																																																
5 絶縁継手 [2.2.2.12]	設置箇所 ・標準図（施工3）（・（1）絶縁フランジ ・（2）絶縁シート ・（3）絶縁スリーブ）																																																																																



機器リスト (空調)

改修後

記号	名称	仕様	電気			数量	設置場所	備考
			相	電圧	kW			
RAC-1	ルームエアコン	壁掛形	1	100		88	1階 ユニット1~4居室 x 40	別途工事
別途工事	耐震増設仕様	冷房能力 4.0 (0.7~5.3) kW 暖房能力 5.0 (0.6~7.3) kW					1階 畳スペース x 4 2階 ユニット5~8居室 x 40	
		送風機: (屋外) (屋内)			0.041 0.05		2階 畳スペース x 4	
		付属品: リモコン、リモコンフォルダー、平架台300H						
PAC-1	パッケージエアコン	天井カセット(4方向吹出)形・インバータタイプ				9	1階 ユニット1~4 食堂・リビング x 4	室内機 80型 x 2
	(同時ツイン)	冷房能力 14.0 (6.3~16.0) kW 暖房能力 16.0 (7.2~20.0) kW					1階 事務室 x 1	
	耐震増設仕様	圧縮機: (屋外) 送風機: (屋外) (屋内)	3	200	3.08 0.186 0.106 x 2		2階 ユニット5~8 食堂・リビング x 4	
		付属品: リモコンスイッチ、化粧パネル、ドレンアップ装置 分岐管、平架台H=300、ワイドパネル、他標準付属品一式						
PAC-2	パッケージエアコン	壁掛形・インバータタイプ				8	1階 ユニット1~4 食堂・リビング x 4	室内機 40型
	耐震増設仕様	冷房能力 3.6 (1.7~4.0) kW 暖房能力 4.0 (1.8~5.3) kW					2階 ユニット5~8 食堂・リビング x 4	
		圧縮機: (屋外) 送風機: (屋外) (屋内)	1	200	0.65 0.13 0.09			
		付属品: リモコンスイッチ ドレンアップ装置、平架台H=300、ワイドパネル、 他標準付属品一式						
PAC-3	パッケージエアコン	天井カセット(2方向吹出)形・インバータタイプ				8	1階 ユニット1~4 廊下 x 4	室内機 50型 x 3
	(同時トリプル)	冷房能力 14.0 (6.3~16.0) kW 暖房能力 16.0 (7.2~20.0) kW					2階 ユニット5~8 廊下 x 4	
	耐震増設仕様	圧縮機: (屋外) 送風機: (屋外) (屋内)	3	200	3.08 0.186 0.046 x 3			
		付属品: リモコンスイッチ、化粧パネル、ドレンアップ装置、 分岐管、平架台H=300、ワイドパネル、他標準付属品一式						
PAC-4 a	パッケージエアコン	ビルトイン形・インバータタイプ				8	1階 ユニット1~4 浴室・脱衣室 x 4	室内機 80型
	耐震増設仕様	冷房能力 7.1 (3.2~8.0) kW 暖房能力 8.0 (3.6~9.5) kW					2階 ユニット5~8 浴室・脱衣室 x 4	
		圧縮機: (屋外) 送風機: (屋外) (屋内)	3	200	1.7 0.9 0.23			
		付属品: リモコンスイッチ、吸込パネル(キャンバス)、 ドレンアップ装置、平架台H=300、ワイドパネル、 他標準付属品一式						
PAC-4 b	パッケージエアコン	ビルトイン形・インバータタイプ				2	1階 機械浴室・脱衣室 x 1 2階 機械浴室・脱衣室 x 1	室内機 80型
	耐震増設仕様	冷房能力 7.1 (3.2~8.0) kW 暖房能力 8.0 (3.6~9.5) kW						
		圧縮機: (屋外) 送風機: (屋外) (屋内)	3	200	1.7 0.9 0.23			
		付属品: リモコンスイッチ、吸込パネル(キャンバス)、 ドレンアップ装置、平架台H=300、ワイドパネル、 他標準付属品一式						
PAC-5	パッケージエアコン	天井カセット(2方向吹出)形・インバータタイプ				3	1階 セミパブリックスペース 1階 地域交流スペース	室内機 80型 x 3
	(同時トリプル)	冷房能力 20.0 (10.1~22.4) kW 暖房能力 22.4 (10.1~28.0) kW					2階 セミパブリックスペース	
	耐震増設仕様	圧縮機: (屋外) 送風機: (屋外) (屋内)	3	200	4.61 0.227x2 0.106x3			
		付属品: リモコンスイッチ、化粧パネル、ドレンアップ装置、 分岐管、平架台H=300、ワイドパネル、他標準付属品一式						

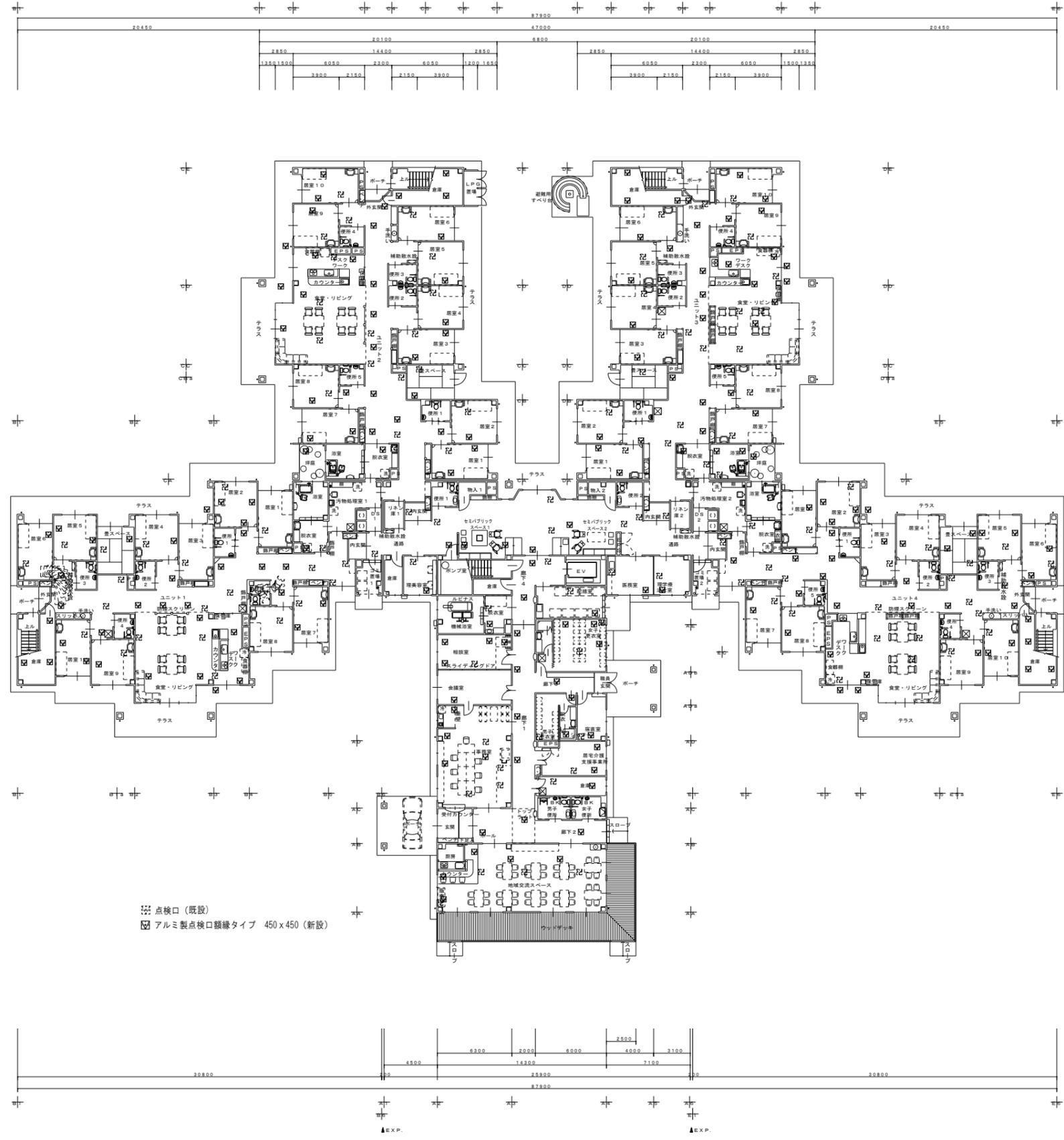
記号	名称	仕様	電気			数量	設置場所	備考
			相	電圧	kW			
PAC-6 a	パッケージエアコン	天井カセット(2方向吹出)形・インバータタイプ				4	1階 理美容室 1階 宿直室 1階 医務室	室内機 40型
	耐震増設仕様	冷房能力 3.6 (1.7~4.0) kW 暖房能力 4.0 (1.8~5.3) kW						
		圧縮機: (屋外) 送風機: (屋外) (屋内)	1	200	0.65 0.09 0.046		1階 理学療法士室	
		付属品: リモコンスイッチ、化粧パネル、ドレンアップ装置 平架台H=300、ワイドパネル、他標準付属品一式						
PAC-6 b	パッケージエアコン	天井カセット(1方向吹出)形・インバータタイプ				2	1階 男子更衣室 1階 地域交流スペース(厨房)	室内機 40型
	耐震増設仕様	冷房能力 3.6 (1.7~4.0) kW 暖房能力 4.0 (1.8~5.3) kW						
		圧縮機: (屋外) 送風機: (屋外) (屋内)	1	200	0.65 0.09 0.046			
		付属品: リモコンスイッチ、化粧パネル、ドレンアップ装置 平架台H=300、ワイドパネル、他標準付属品一式						
PAC-7	パッケージエアコン	天井カセット(2方向吹出)形・インバータタイプ				5	1階 相談室 1階 会議室 1階 居住介護支援事業所	室内機 80型
	耐震増設仕様	冷房能力 7.1 (3.2~8.0) kW 暖房能力 8.0 (3.6~9.5) kW					1階 女子更衣室 1階 配膳室	
		圧縮機: (屋外) 送風機: (屋外) (屋内)	3	200	1.7 0.09 0.106			
		付属品: リモコンスイッチ、化粧パネル、ドレンアップ装置 平架台H=300、ワイドパネル、他標準付属品一式						
PAC-8	パッケージエアコン	天井カセット(2方向吹出)形・インバータタイプ				1	2階 廊下・EVホール	室内機 50型
	耐震増設仕様	冷房能力 4.5 (2.1~5.0) kW 暖房能力 5.0 (2.3~6.3) kW						
		圧縮機: (屋外) 送風機: (屋外) (屋内)	1	200	0.92 0.046 0.09			
		付属品: リモコンスイッチ、化粧パネル、ドレンアップ装置 平架台H=300、ワイドパネル、他標準付属品一式						
CR	集中管理コントローラー	各室内機 運転・停止、温度設定、異常表示				4	1階 事務所	
		1階ユニット(居室) x 1 ※別途、1階ユニット(共用部) x 1、1階共用部 x 1 2階ユニット(居室) x 1 ※別途、2階ユニット(共用部) x 1、2階共用部 x 1						
		室内機台数 1階ユニット(共用部) 28台、1階ユニット(居室) 44台 ※別途 1階共用部 20台 2階ユニット(共用部) 28台、1階ユニット(居室) 44台 ※別途 2階共用部 5台						

- 注1. 電源供給は、パッケージエアコン室外機へ電気設備工事で、パッケージエアコンの室内外電源渡りは本工事とする。  
 2. 室内外操作線は本工事とする。  
 3. リモコンボックスと室内配管は電気設備工事で、リモコン配線と取付は本工事とする。  
 4. ビルトイン型は既設SAダクトを再利用する。(既設ダクトへ接続)  
 5. 冷媒配管は全て新設とし、天井カセット型、ビルトイン型の空調ドレンは既設管へ接続とする。  
 6. 新設配管ルートへ天井点検口を新設する。天井カセット型、ビルトイン型の天井部はワイドパネルにて補修する。  
 7. パッケージエアコン室外機は、コンクリート基礎(既設)又は犬走上に平架台(H=300)を設置とする。  
 8. 既設集中リモコンは残置し、新設集中リモコンを付近へ設置する。  
 9. 別途居室部のルームエアコンを将来的に集中管理させる為、本工事にて集中配線工事を実施する。

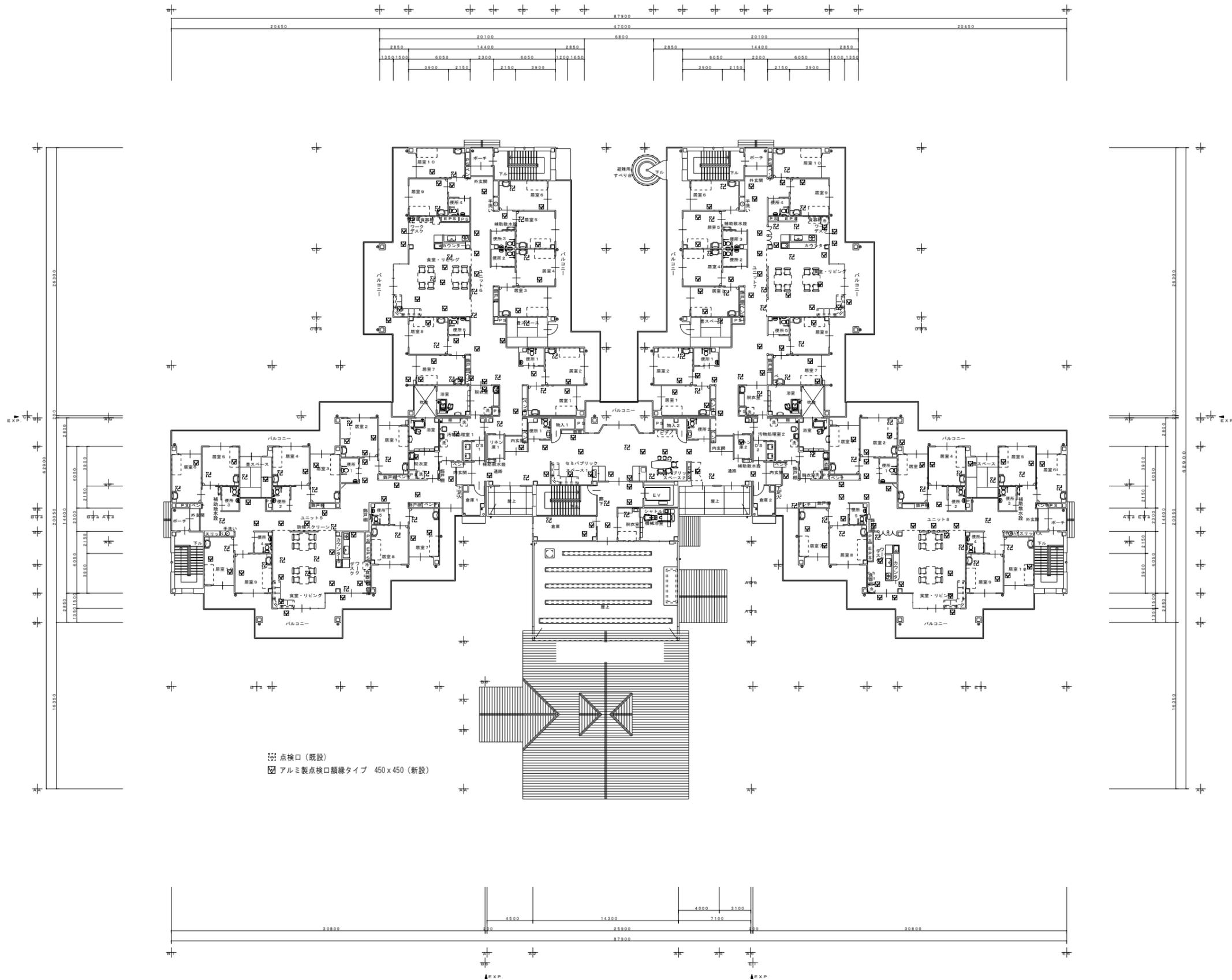
既設機器リスト 撤去

記号	名称	仕様	電気				台数	設置場所	備考
			相	電圧	kW	起動			
ACP-1	空冷ヒートポンプエアコン (1・2階管理系統) 耐重電圧仕様	ビル用マルチエアコン 室外機 48HP					1	2階屋上(室外機置場)	撤去
		冷房能力 136.0 kW							
		暖房能力 146.0 kW							
		圧縮機	3	200	28.6	直入			
		送風機	3	200	1.56	直入			
	付属品	スプリング防振架台、SUS製防雪フード(吹出・吸込側)、 鋼製平架台C-150X75(溶融亜鉛めっき)、防鳥網3ヶ所張り 他標準付属品一式							
ACP-1-a	空冷ヒートポンプエアコン	ビル用マルチエアコン 室内機 天井カセット(2方向吹出)形					1	1階 男子更衣室 廊下4、EVホール	撤去
		冷房能力 3.6 kW							
		暖房能力 4.0 kW							
		送風機	1	200	0.03	直入			
		付属品	リモコンスイッチ、化粧パネル、ドレンアップ装置共 防振吊金物、他標準付属品一式						
ACP-1-b	空冷ヒートポンプエアコン	ビル用マルチエアコン 室内機 天井カセット(2方向吹出)形					5	1階 居宅介護支援事業所 廊下1,2,3、ホール 理美容室 医務室 理学療法室 2階 廊下、EVホール	撤去
		冷房能力 4.5 kW							
		暖房能力 5.0 kW							
		送風機	1	200	0.03	直入			
		付属品	リモコンスイッチ、化粧パネル、ドレンアップ装置共 防振吊金物、他標準付属品一式						
ACP-1-c	空冷ヒートポンプエアコン	ビル用マルチエアコン 室内機 天井カセット(2方向吹出)形					16	1階 事務室、会議室、配膳室 相談室、女子更衣室 地域交流スペース 2階 各フロア 2階 各フロア	撤去
		冷房能力 7.1 kW							
		暖房能力 8.0 kW							
		送風機	1	200	0.035	直入			
		付属品	リモコンスイッチ、化粧パネル、ドレンアップ装置共 防振吊金物、他標準付属品一式						
ACP-2	空冷ヒートポンプエアコン (1・2階機械浴室系統) 耐重電圧仕様	ビル用マルチエアコン 室外機 8HP					1	2階屋上(室外機置場)	撤去
		冷房能力 22.4 kW							
		暖房能力 25.0 kW							
		圧縮機	3	200	3.88	直入			
		送風機	3	200	0.252	直入			
	付属品	スプリング防振架台、SUS製防雪フード(吹出・吸込側)、 鋼製平架台C-150X75(溶融亜鉛めっき)、防鳥網3ヶ所張り 他標準付属品一式							
ACP-2-a	空冷ヒートポンプエアコン	ビル用マルチエアコン 室内機 ビルトイン形					2	1階 脱衣室(機械浴室) 2階 脱衣室(機械浴室)	撤去
		冷房能力 7.1 kW							
		暖房能力 8.0 kW							
		送風機	1	200	0.03	直入			
		付属品	リモコンスイッチ、化粧パネル、ドレンアップ装置 キャンバスダクト、ダクト交換キット、防振吊金物 他標準付属品一式						

記号	名称	仕様	電気				台数	設置場所	備考
			相	電圧	kW	起動			
ACP-11	空冷ヒートポンプエアコン 耐重電圧仕様	天井カセット(2方向吹出)形・インバータータイプ					1	1階 宿直室	撤去
		冷房能力 4.0(1.8~4.5) kW							
		暖房能力 4.5(2.1~5.0) kW							
		圧縮機	(室外)	3	200	0.8	直入		
		送風機	(室外)	3	200	0.030	直入		
	付属品	(室内)	3	200	0.034	直入			
	付属品	スプリング防振架台、SUS製防雪フード(吸込側)、 鋼製平架台C-150X75(溶融亜鉛めっき)、 リモコンスイッチ、化粧パネル、ドレンアップ装置共 他標準付属品一式							
ACP-12	空冷ヒートポンプエアコン 耐重電圧仕様	天井ビルトイン形・インバータータイプ					8	1・2階 脱衣室 (ユニット1~8)	撤去
		冷房能力 7.1(3.2~8.0) kW							
		暖房能力 8.0(3.6~10.0) kW							
		送風機	1,680 m3/h						
		圧縮機	(室外)	3	200	1.7	直入		
	送風機	(室外)	3	200	0.135	直入			
	送風機	(室内)	3	200	0.120	直入			
	付属品	スプリング防振架台、SUS製防雪フード(吸込側)、 鋼製平架台C-150X75(溶融亜鉛めっき)、 リモコンスイッチ、化粧パネル、ドレンアップ装置 キャンバスダクト、ダクト交換キット共 他標準付属品一式							
	集中管理コントローラー	各室内機 運転・停止、温度設定、異常表示 (ACP-1・2・12系統)	1	100		直入	2	1階 事務室	撤去分の切り離し 残置機器分再設定



■ 点検口 (既設)  
 ■ アルミ製点検口額縁タイプ 450 x 450 (新設)



いこいの杜空調設備改修工事  
機械設備工事 2階天井点検口配置図

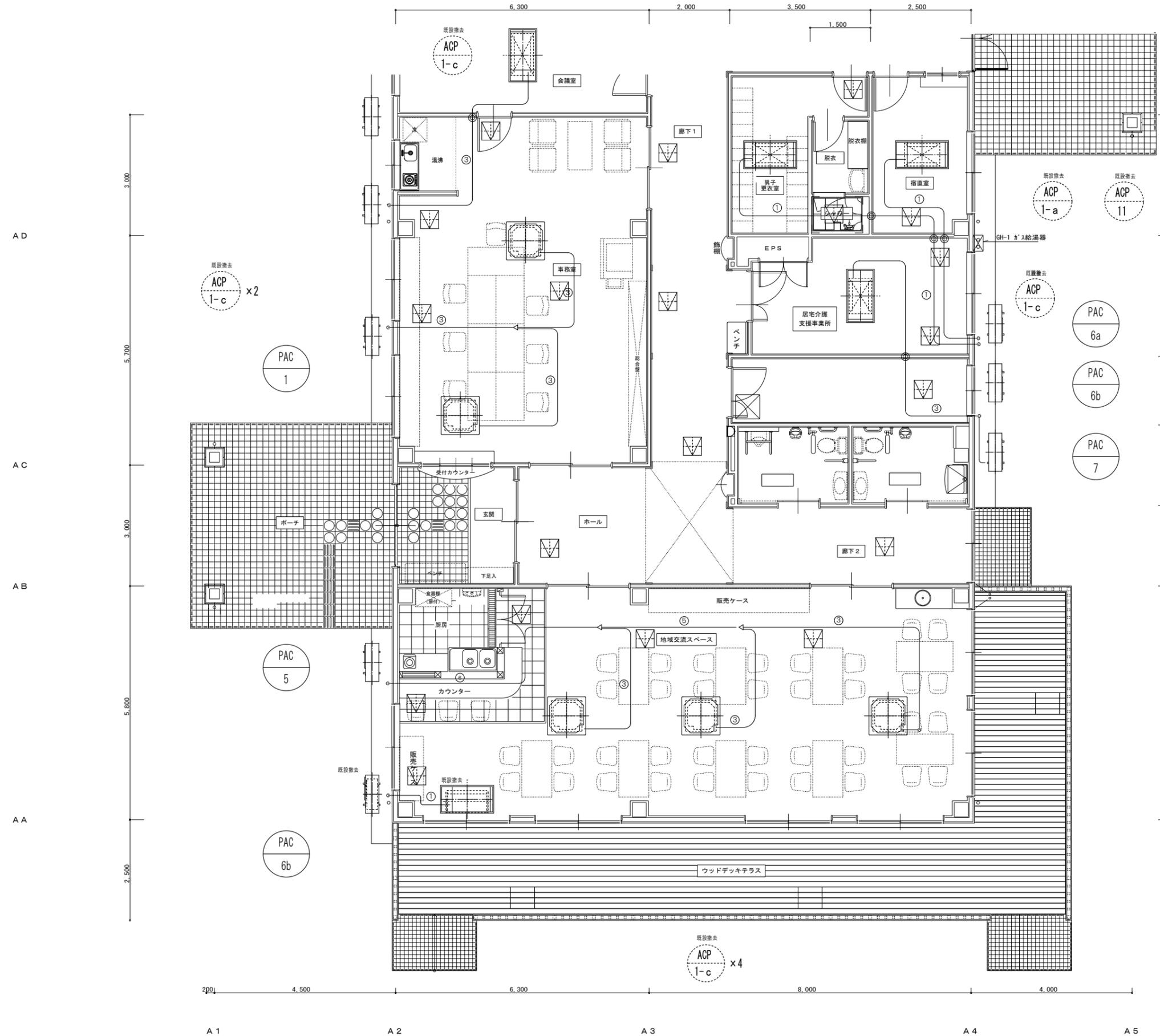
000002 02

株式会社 白兔設計事務所

鳥取県知事 登録番号 第05-142  
管理建築士 (一級建築士登録番号 202701) 飯田 浩明

PROJECT NO.	DATE	REVISION NO.
2023-29	2024.6	—
DRAWING NO.	SCALE	—
M-06	1/200	—

一級建築士登録番号  
第314245号  
中興 直行



(凡例・特記事項)

◎ 冷媒配管防火区画貫通を示す。

防火区画等を貫通する空調冷媒配管等は、建令129条の2の4第1項第七号により施工すること。  
防火区画等と空調冷媒管等の貫通すき間は、不燃材料で埋めること。

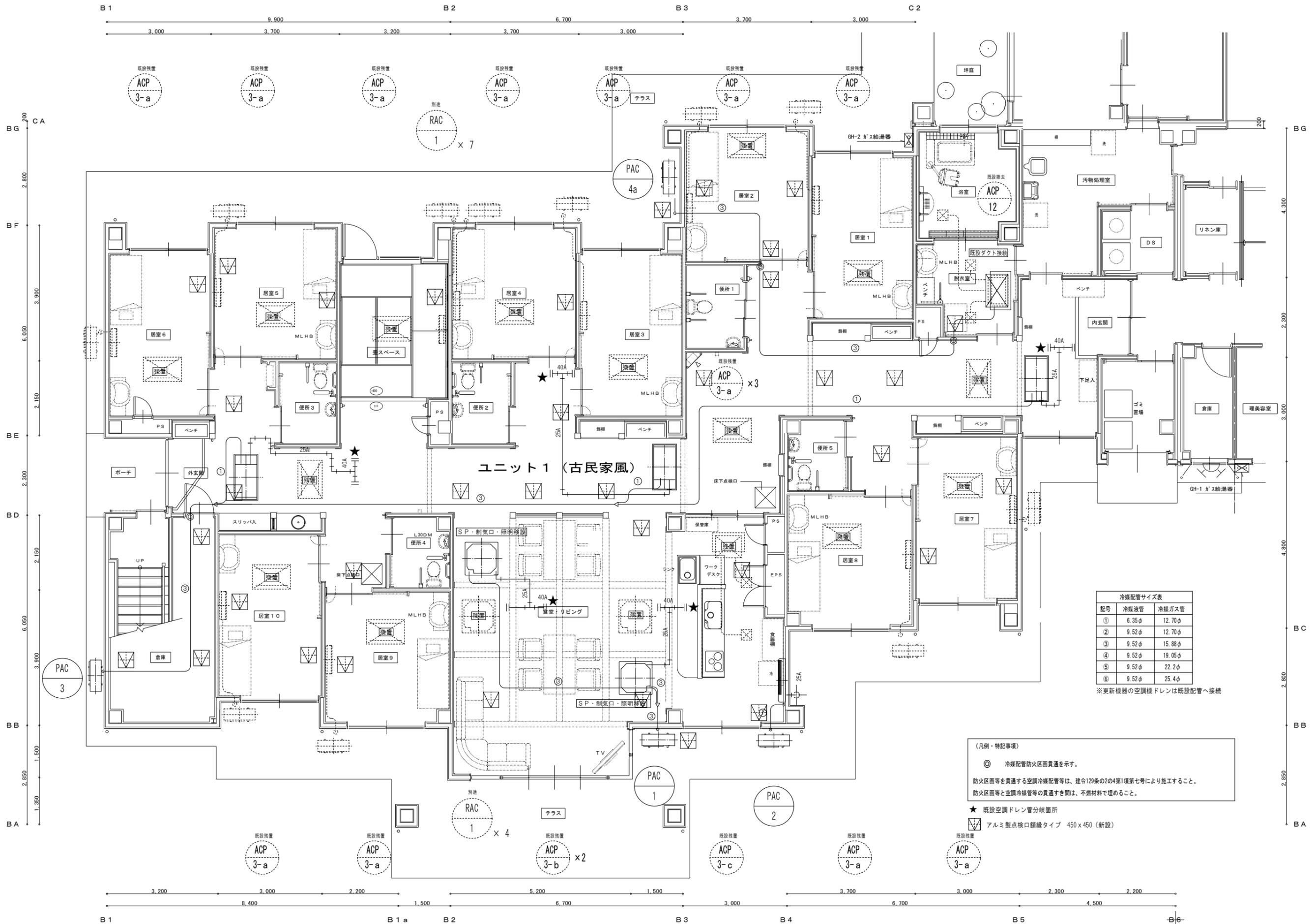
★ 既設空調ドレン管分岐箇所

冷媒配管サイズ表		
記号	冷媒液管	冷媒ガス管
①	6.35φ	12.70φ
②	9.52φ	12.70φ
③	9.52φ	15.88φ
④	9.52φ	19.05φ
⑤	9.52φ	22.2φ
⑥	9.52φ	25.4φ

※更新機器の空調機ドレンは既設配管へ接続

アルミ製点検口額縁タイプ 450x450 (新設)





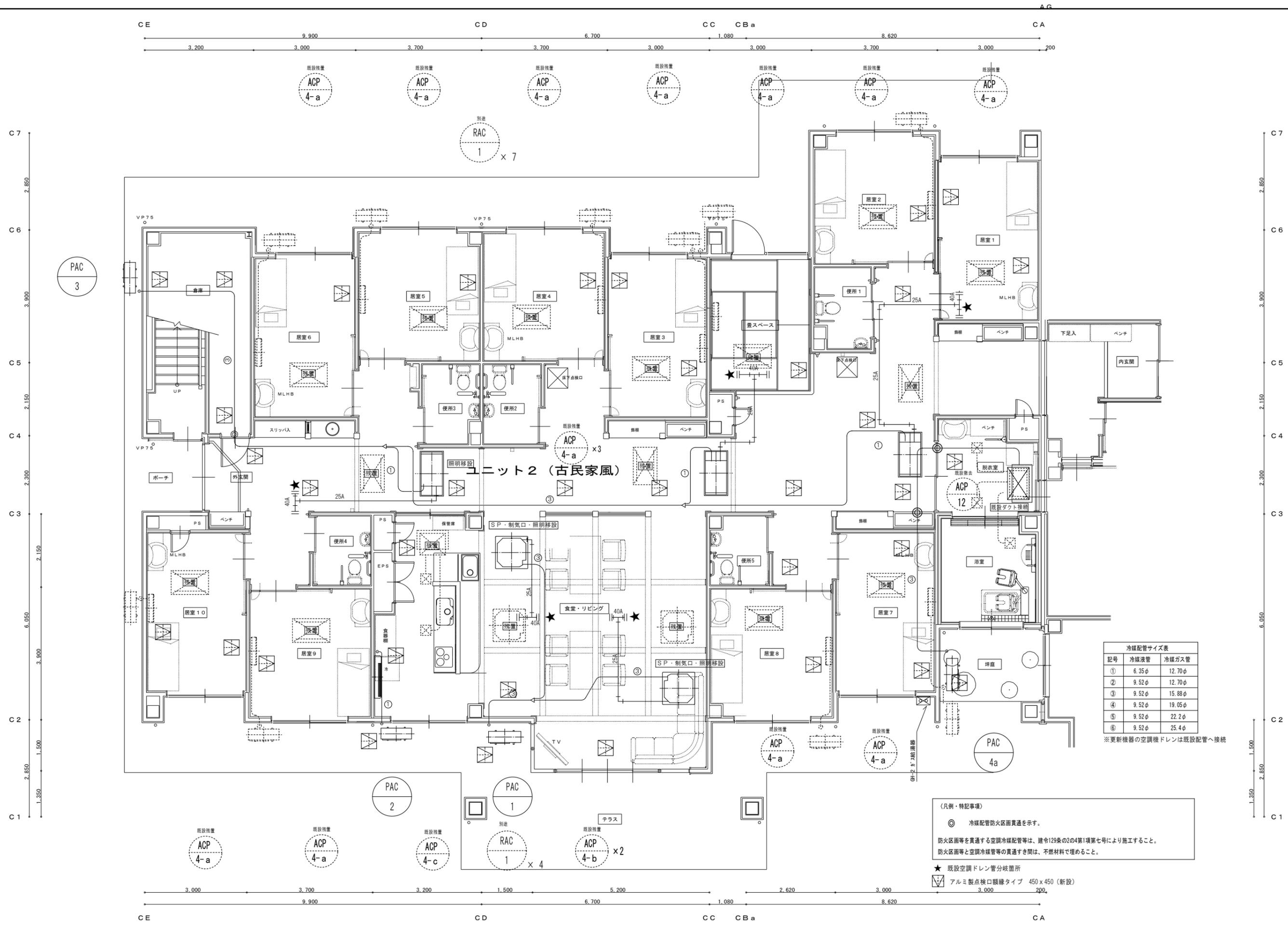
ユニット1 (古民家風)

記号	冷媒液管	冷媒ガス管
①	6.35φ	12.70φ
②	9.52φ	12.70φ
③	9.52φ	15.88φ
④	9.52φ	19.05φ
⑤	9.52φ	22.2φ
⑥	9.52φ	25.4φ

※更新機器の空調機ドレンは既設配管へ接続

(凡例・特記事項)

- ◎ 冷媒配管防火区画貫通を示す。  
防火区画等を貫通する空調冷媒配管等は、建令129条の2の4第1項第七号により施工すること。  
防火区画等と空調冷媒管等の貫通すき間は、不燃材料で埋めること。
- ★ 既設空調ドレン管分岐箇所
- ▽ アルミ製点検口額縁タイプ 450 x 450 (新設)



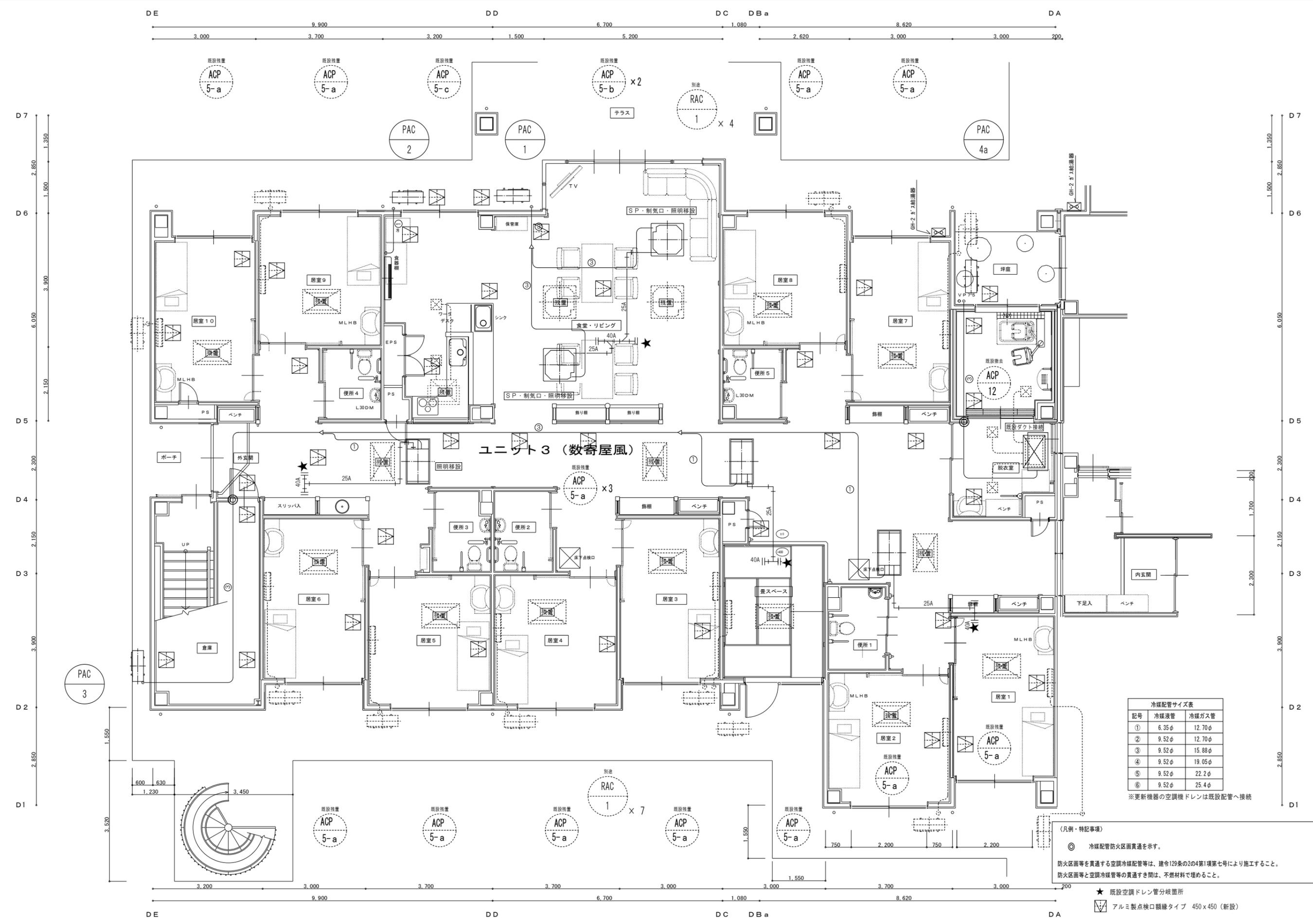
冷媒配管サイズ表

記号	冷媒液管	冷媒ガス管
①	6.35φ	12.70φ
②	9.52φ	12.70φ
③	9.52φ	15.88φ
④	9.52φ	19.05φ
⑤	9.52φ	22.2φ
⑥	9.52φ	25.4φ

※更新機器の空調機ドレンは既設配管へ接続

(凡例・特記事項)  
 ◎ 冷媒配管防火区画貫通を示す。  
 防火区画等を貫通する空調冷媒配管等は、建令129条の2の4第1項第七号により施工すること。  
 防火区画等と空調冷媒管等の貫通すき間は、不燃材料で埋めること。

- ★ 既設空調ドレン管分岐箇所
- ▽ アルミ製点検口額縁タイプ 450 x 450 (新設)



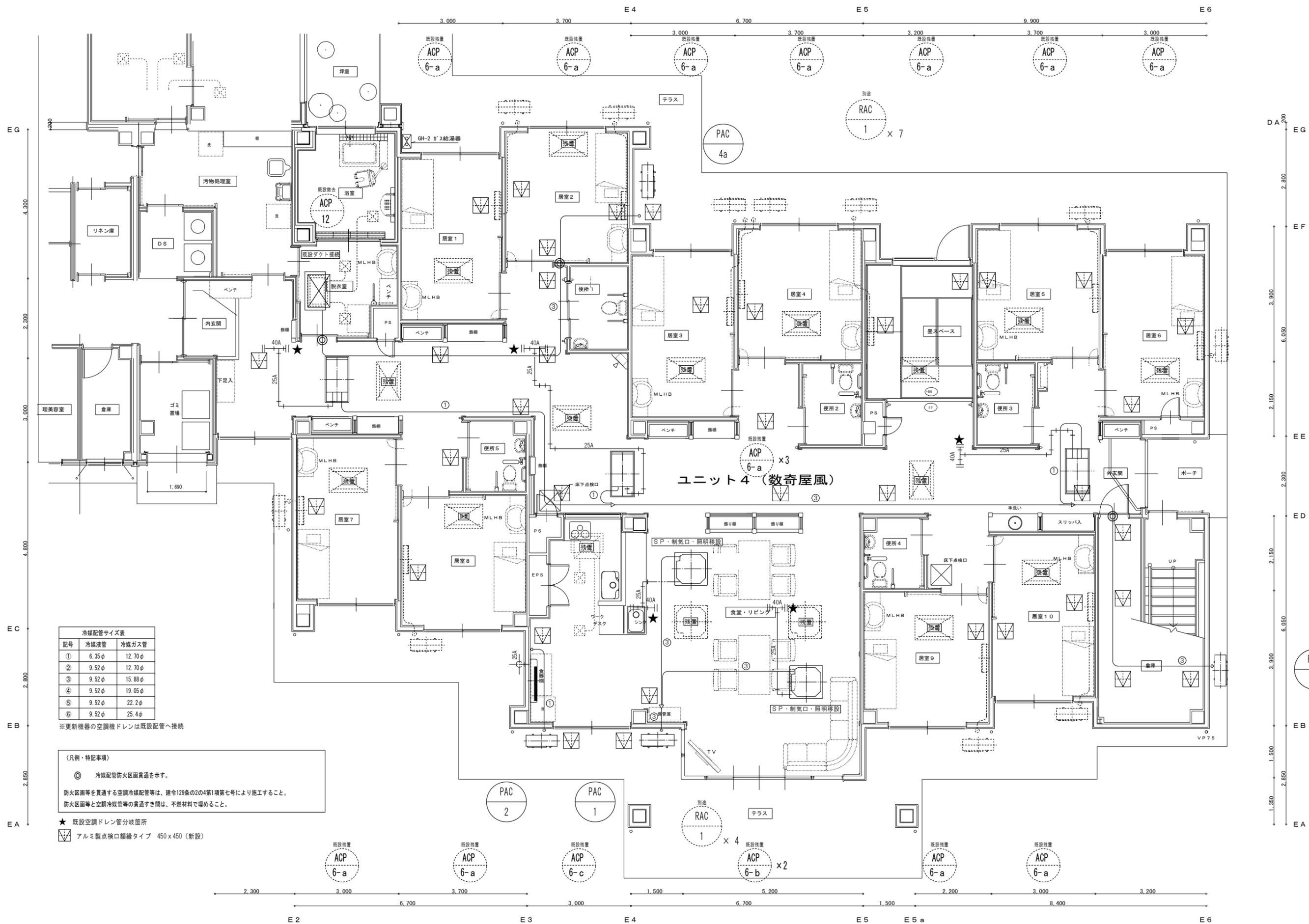
ユニット3 (数寄屋風)

冷媒配管サイズ表

記号	冷媒液管	冷媒ガス管
①	6.35φ	12.70φ
②	9.52φ	12.70φ
③	9.52φ	15.88φ
④	9.52φ	19.05φ
⑤	9.52φ	22.2φ
⑥	9.52φ	25.4φ

※更新機器の空調機ドレンは既設配管へ接続

- (凡例・特記事項)
- ◎ 冷媒配管防火区画貫通を示す。  
防火区画等を貫通する空調冷媒配管等は、建令129条の2の4第1項第七号により施工すること。  
防火区画等と空調冷媒管等の貫通すき間は、不燃材料で埋めること。
  - ★ 既設空調ドレン管分岐箇所
  - ▽ アルミ製点検口額縁タイプ 450 x 450 (新設)

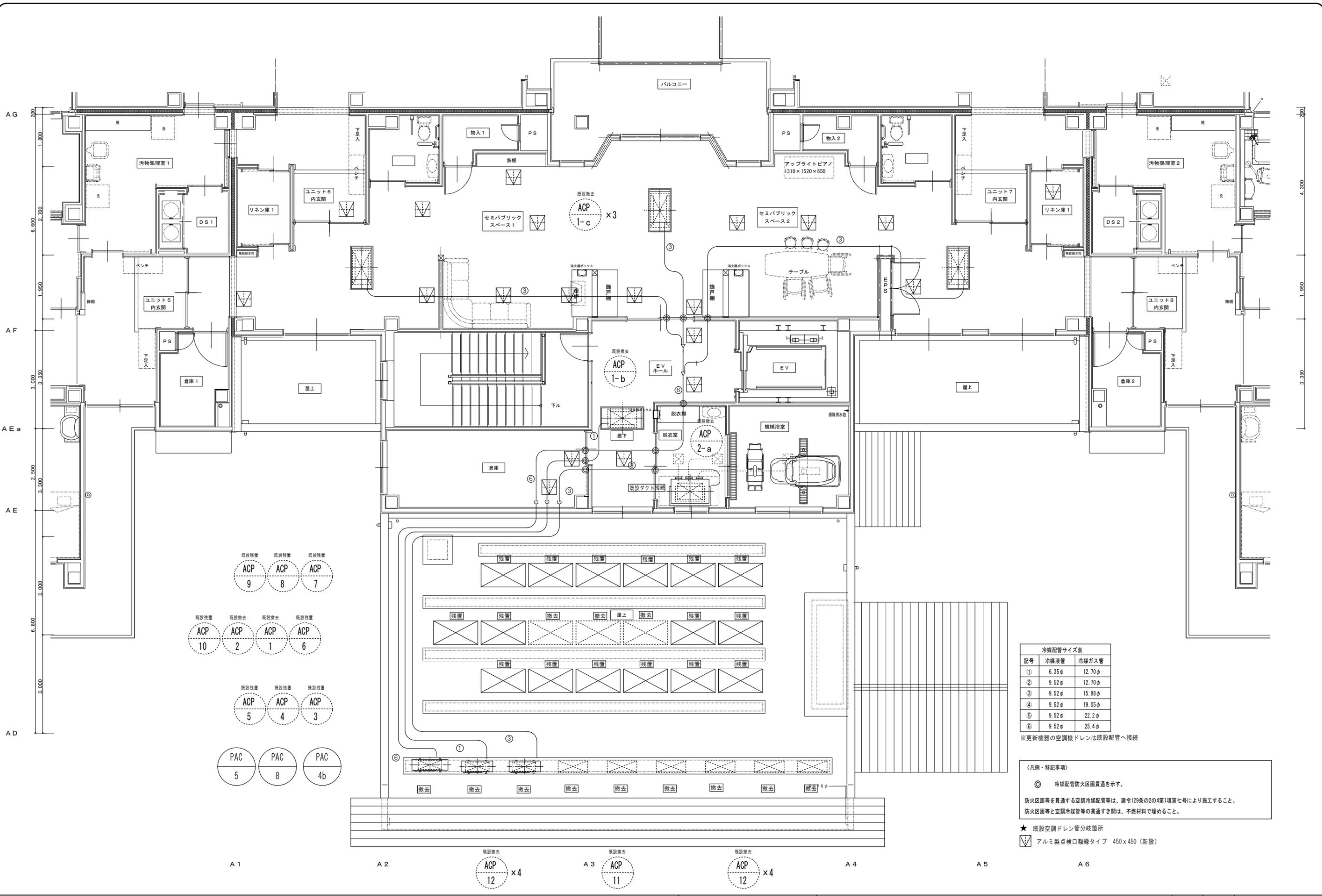


冷媒配管サイズ表

記号	冷媒液管	冷媒ガス管
①	6.35φ	12.70φ
②	9.52φ	12.70φ
③	9.52φ	15.88φ
④	9.52φ	19.05φ
⑤	9.52φ	22.2φ
⑥	9.52φ	25.4φ

※更新機種の空調機ドレンは既設配管へ接続

- (凡例・特記事項)
- ◎ 冷媒配管防火区画貫通を示す。  
防火区画等を貫通する空調冷媒配管等は、建令129条の2の4第1項第七号により施工すること。  
防火区画等と空調冷媒管等の貫通すき間は、不燃材料で埋めること。
  - ★ 既設空調ドレン管分岐箇所
  - ▽ アルミ製点検口額縁タイプ 450 x 450 (新設)

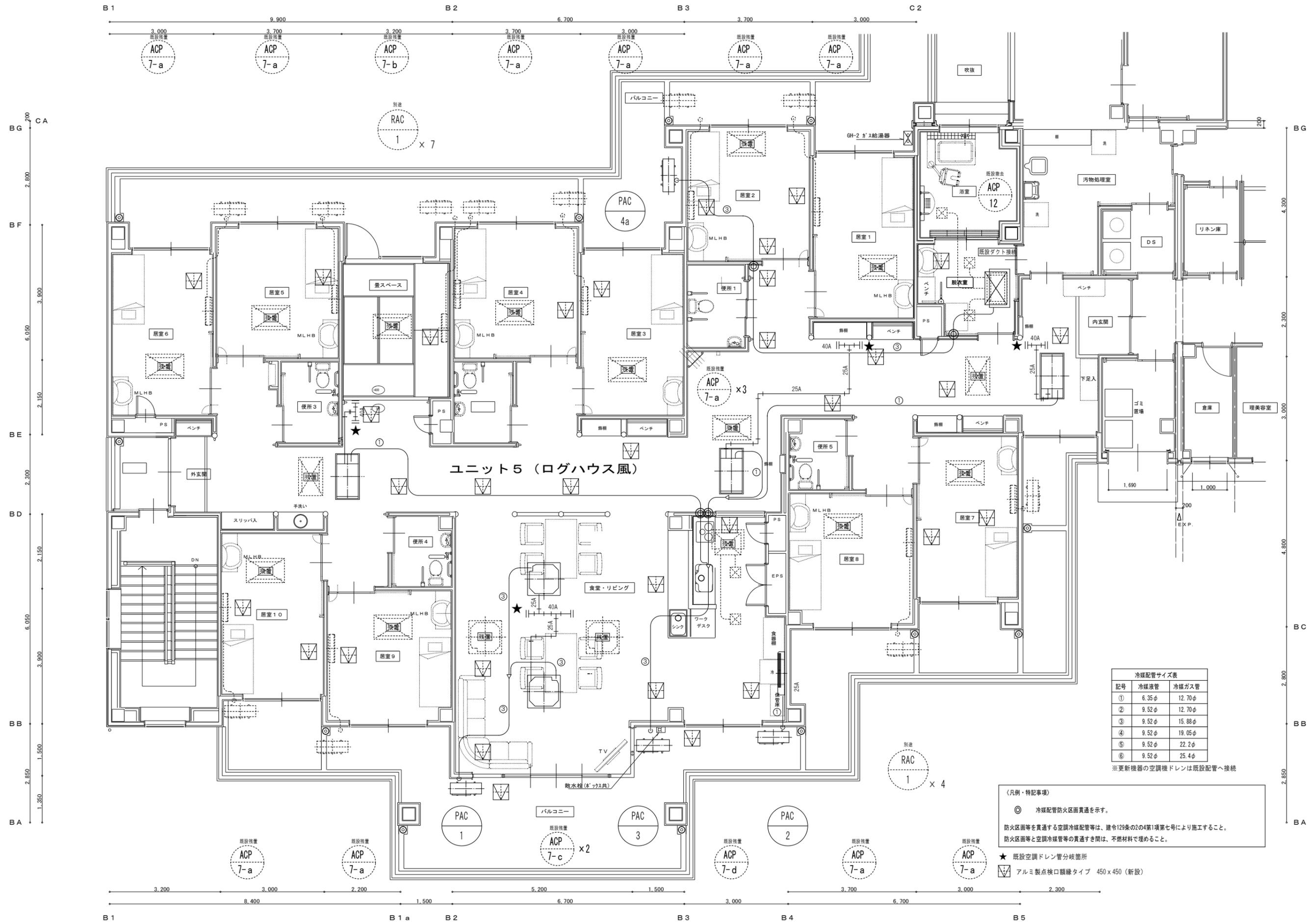


記号	冷媒液管	冷媒ガス管
①	6.35φ	12.70φ
②	9.52φ	12.70φ
③	9.52φ	15.88φ
④	9.52φ	19.05φ
⑤	9.52φ	22.2φ
⑥	9.52φ	25.4φ

※更新機器の空調機ドレンは既設配管へ接続

(凡例・特記事項)  
 ◎ 冷媒配管防火区画貫通を示す。  
 防火区画等を貫通する空調冷媒配管等は、建令129条の2の4第1項第七号により施工すること。  
 防火区画等と空調冷媒配管等の貫通すき間は、不燃材料で埋めること。

★ 既設空調ドレン管分岐箇所  
 ▽ アルミ製点検口額縁タイプ 450 x 450 (新設)

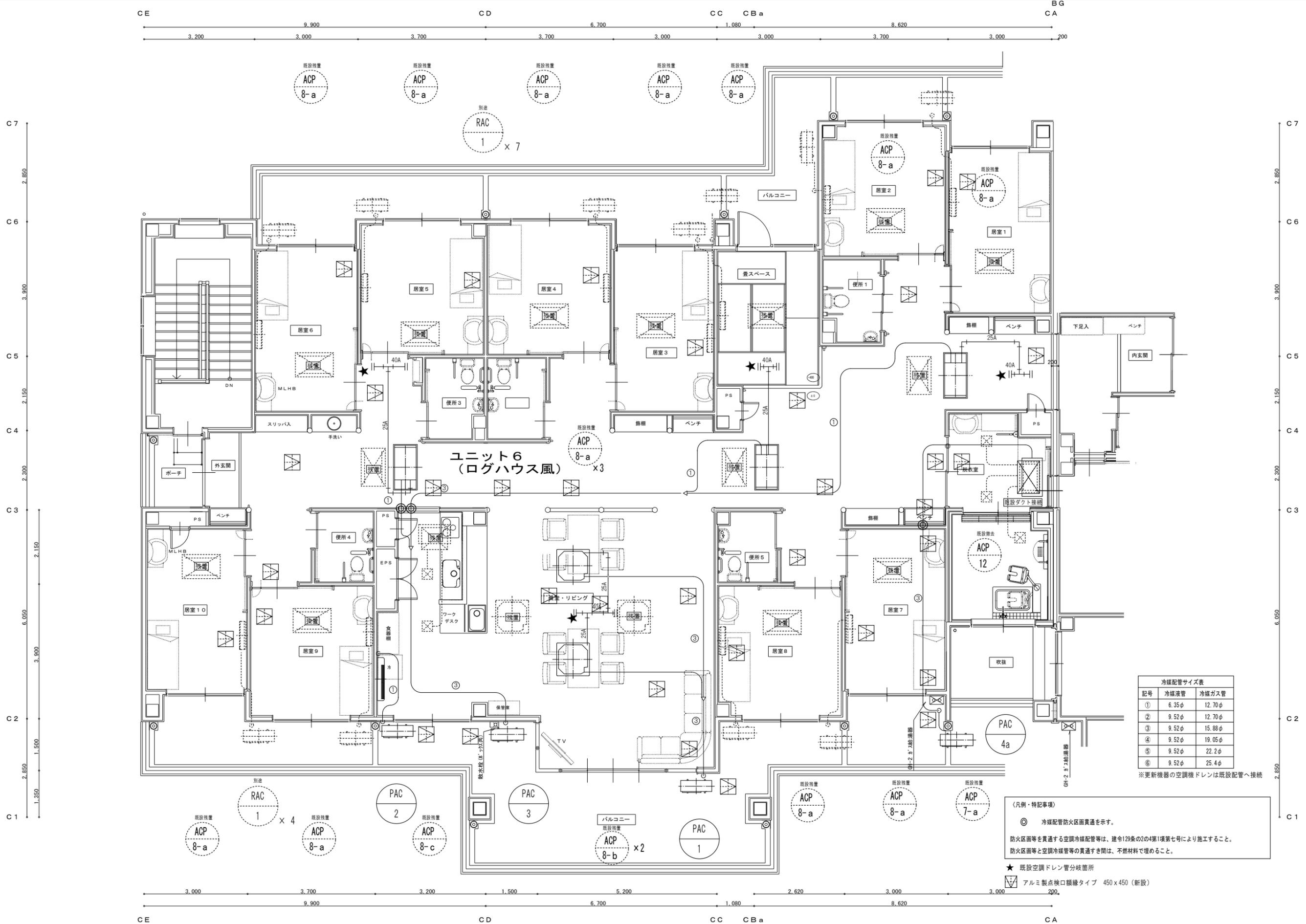


ユニット5 (ログハウス風)

記号	冷媒液管	冷媒ガス管
①	6.35φ	12.70φ
②	9.52φ	12.70φ
③	9.52φ	15.88φ
④	9.52φ	19.05φ
⑤	9.52φ	22.2φ
⑥	9.52φ	25.4φ

※更新機器の空調機ドレンは既設配管へ接続

- 〈凡例・特記事項〉
- ◎ 冷媒配管防火区画貫通を示す。  
防火区画等を貫通する空調冷媒配管等は、建令129条の2の4第1項第七号により施工すること。  
防火区画等と空調冷媒管等の貫通すき間は、不燃材料で埋めること。
  - ★ 既設空調ドレン管分岐箇所
  - ▽ アルミ製点検口額縁タイプ 450x450 (新設)



記号	冷媒液管	冷媒ガス管
①	6.35φ	12.70φ
②	9.52φ	12.70φ
③	9.52φ	15.88φ
④	9.52φ	19.05φ
⑤	9.52φ	22.2φ
⑥	9.52φ	25.4φ

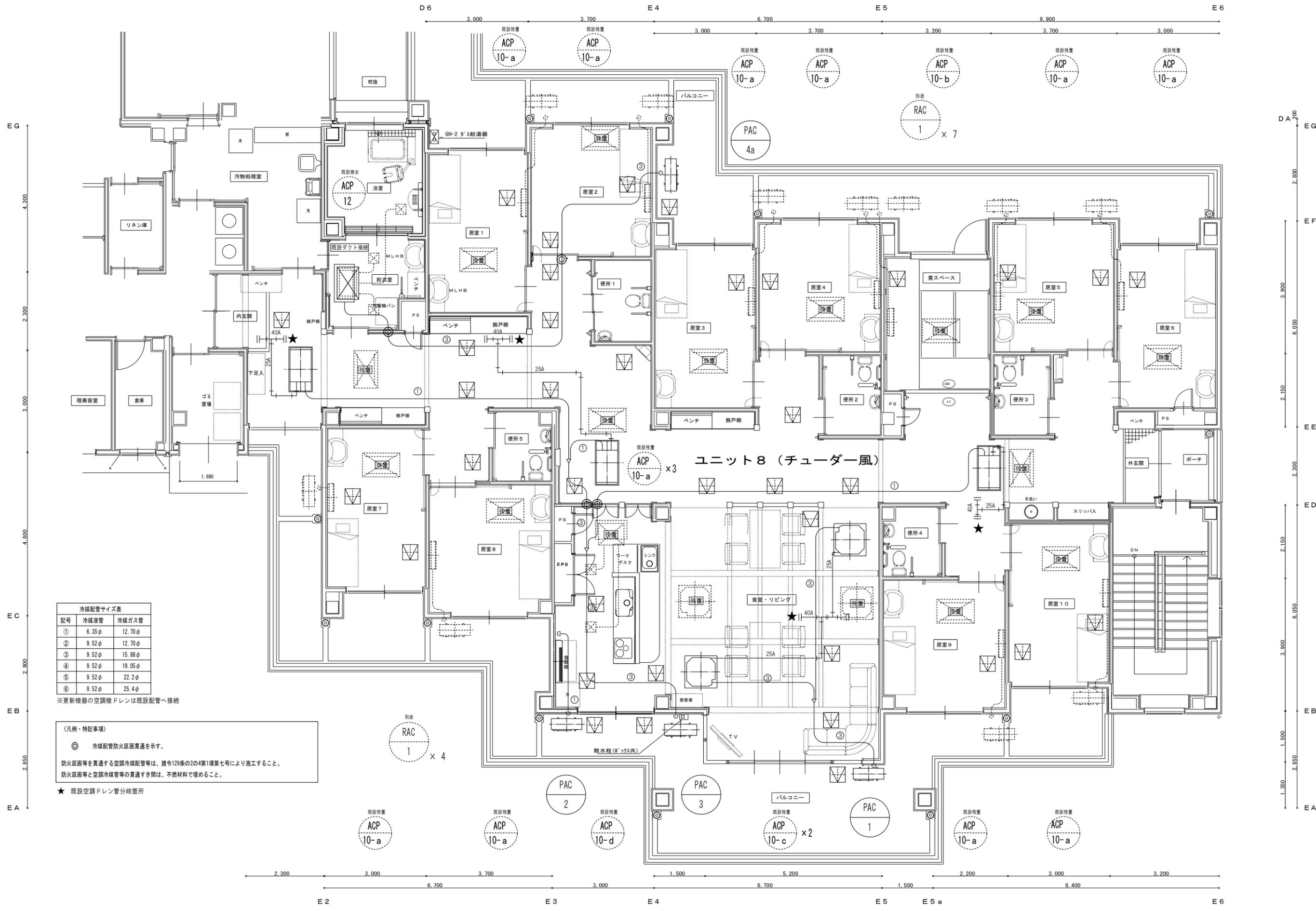
※更新機器の空調機ドレンは既設配管へ接続

(凡例・特記事項)  
 ◎ 冷媒配管防火区画貫通を示す。  
 防火区画等を貫通する空調冷媒配管等は、建令129条の2の4第1項第七号により施工すること。  
 防火区画等と空調冷媒管等の貫通すき間は、不燃材料で埋めること。

★ 既設空調ドレン管分岐箇所

▽ アルミ製点検口 額縁タイプ 450 x 450 (新設)



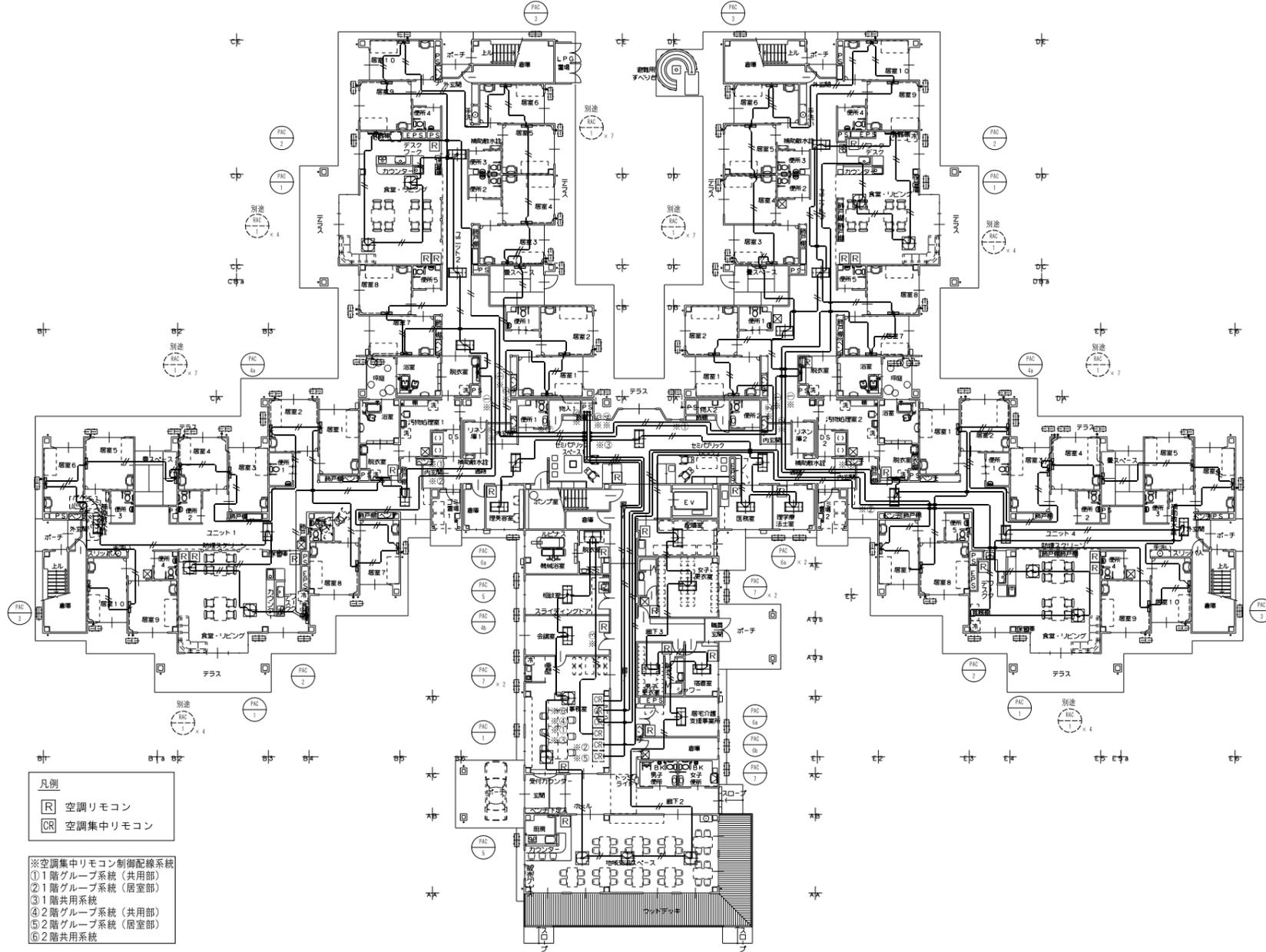
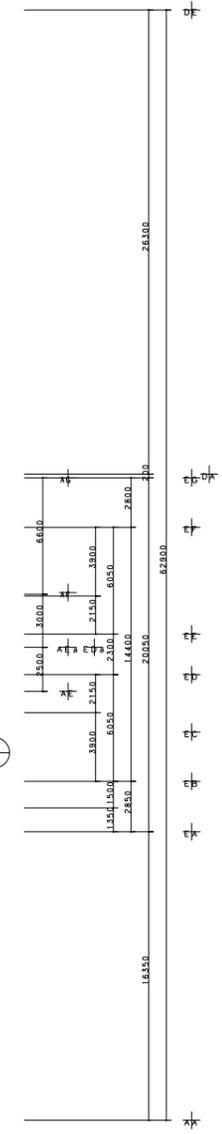
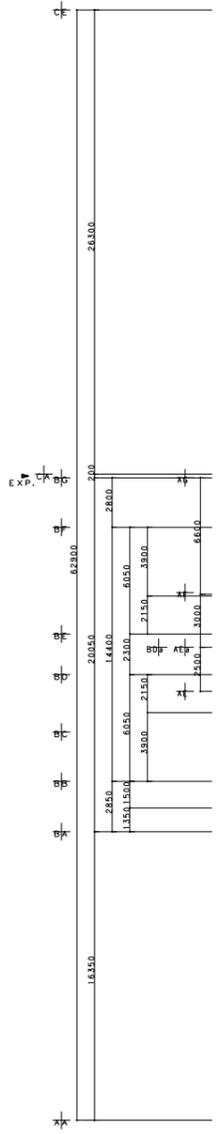
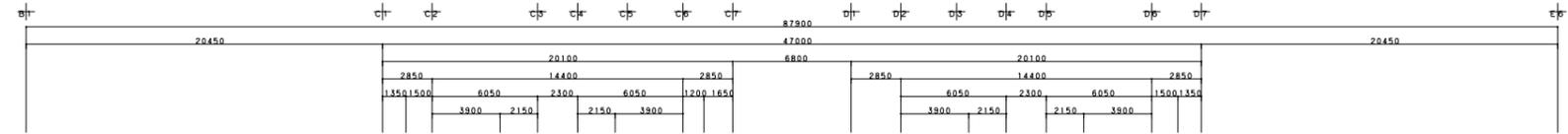


記号	冷媒液管	冷媒ガス管
①	6.35 φ	12.70 φ
②	9.52 φ	12.70 φ
③	9.52 φ	15.88 φ
④	9.52 φ	19.05 φ
⑤	9.52 φ	22.2 φ
⑥	9.52 φ	25.4 φ

※更新機器の空調機ドレンは既設配管へ接続

〈凡例・特記事項〉

- ◎ 冷媒配管防火区画貫通を示す。  
防火区画等を貫通する空調冷媒配管等は、建令129条の2の4第1項第七号により施工すること。  
防火区画等と空調冷媒管等の貫通すき間は、不燃材料で埋めること。
- ★ 既設空調ドレン管分岐箇所



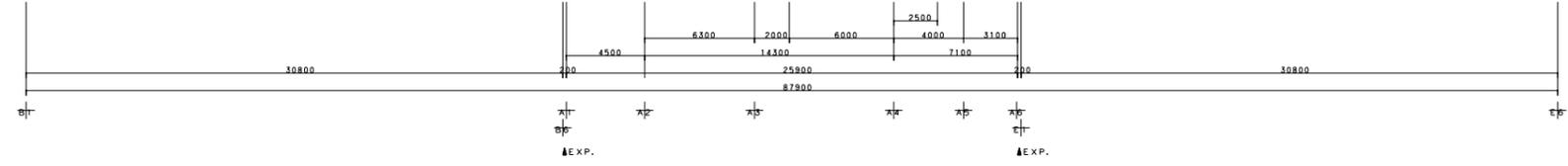
- 凡例
- R 空調リモコン
  - CR 空調集中リモコン

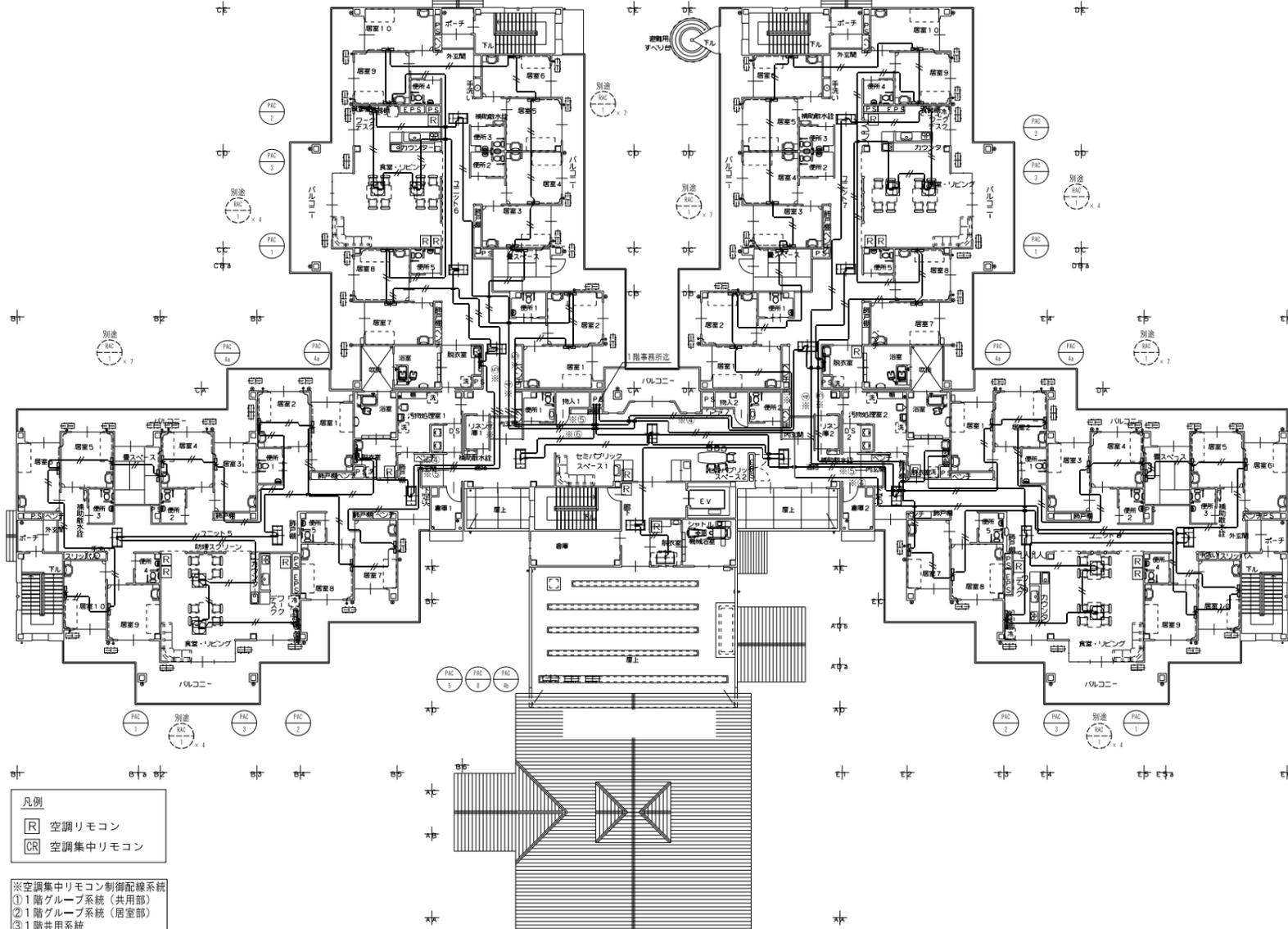
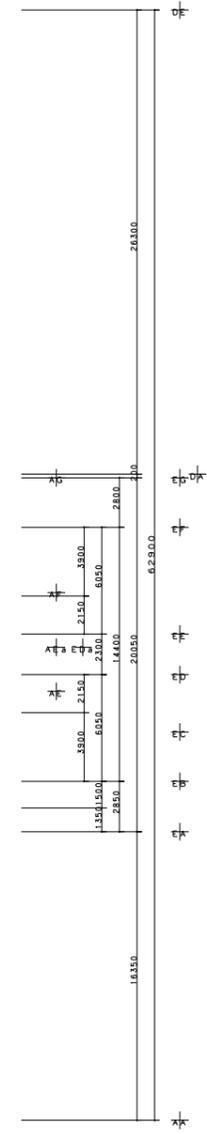
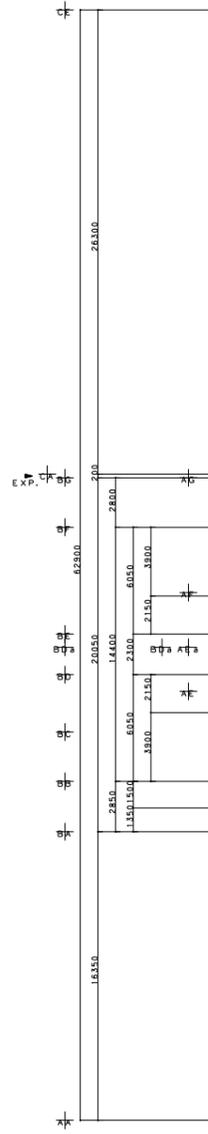
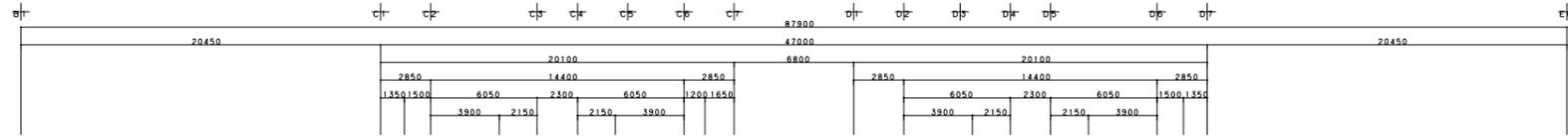
- ※空調集中リモコン制御配線系統
- ① 1階グループ系統 (共用部)
  - ② 1階グループ系統 (居室部)
  - ③ 1階共用系統
  - ④ 2階グループ系統 (共用部)
  - ⑤ 2階グループ系統 (居室部)
  - ⑥ 2階共用系統

集中配線  OVS1, 25-20

※居室ルームエアコン (別途工事) の集中配線は天井裏 (新設天井点検口上部) 止めとする。

1階 配線図 S=1/200





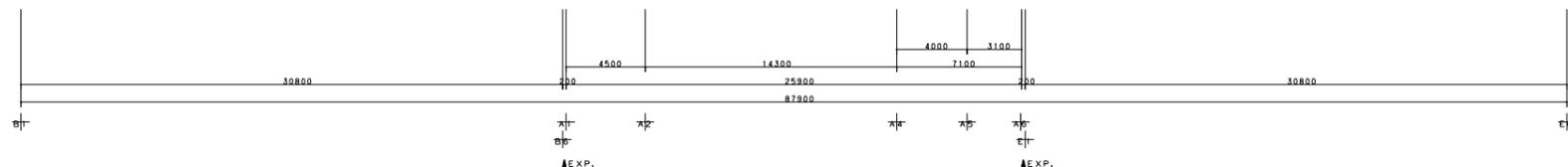
- 凡例
- R 空調リモコン
  - CR 空調集中リモコン

- ※空調集中リモコン制御配線系統
- ① 1階グループ系統 (共用部)
  - ② 1階グループ系統 (居室部)
  - ③ 1階共用系統
  - ④ 2階グループ系統 (共用部)
  - ⑤ 2階グループ系統 (居室部)
  - ⑥ 2階共用系統

集中配線  OWS1.25-20

※居室ルームエアコン (別途工事) の集中配線は天井裏 (新設天井点検口上部) 止めとする。

2階 配線図 S=1/200



図面No.	302	図面No.	302
2023-29	2024.6	図面No.	302
M-19	1/200	図面No.	302